

小学生（低学年）対象 活用手引書



- 発行: 佐賀県 平成24年3月
- 製作: 佐賀県立男女共同参画センター
- 企画・協力: 男女共同参画啓発用資材作成委員会

問い合わせ先: 佐賀県立男女共同参画センター
〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-11
TEL 0952-26-0011
FAX 0952-25-5591
E-mail danjo@avance.or.jp

だいじなわたし(表紙)

【ねらい】

- ①人は皆、一人一人違いがあり、それは大切な個性であることに気づく。
- ②人は皆、自分を大切にし、大切にされる存在であることに気づく。



学習活動例

1. 表紙に登場している子どもたちは、どんな特徴があるか考える。
2. それぞれのもつ特徴に優劣はないことに気づく。
3. 自分の特徴(個性)を考え発表したり、友達の発表を聞いたりする。
4. 自分も友達も、みんな好きになったら楽しいことに気づく。

指導上の留意点

- 8人の子どもたちに名前をつけたりしながら、その子たちの特徴をみんなで考えさせたい。

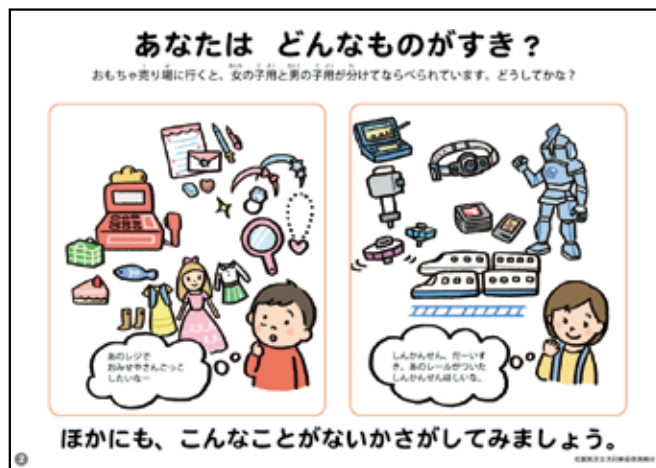
(例) ・めがねをかけている。
・顔の色が白い。
・ほくろがある。
・髪の毛の色が金色。

など
- 「どの子がよくて、どの子がいけない」ということがあるか問いながら、みんな素敵な存在であることに気づかせる。またそれぞれの特徴を「個性」ということを教える。
- 身体の特徴だけではなく、好きなこと・嫌いなこと・大切にしている事(物)・性格など、いろんな視点で自分を見つめてみることをアドバイスする。
- 友達への質問タイムなども入れながら、お互いの存在に関心をもたせ、楽しい時間とする。
- 自分のことを友達に伝える喜びと、友達のことを知る楽しさを感じさせたい。また、自分のことを話しても友達が楽しく聞くことで自己肯定感を育てたい。

あなたは どんなものが好き？ (P2)

【ねらい】

おもちゃ売り場で、男の子用と女の子用が分けて売られていることに疑問をもち、自分が好きなものや遊びたいものを選んでいいことがわかる。



学習活動例

1. 自分の好きなおもちゃの絵や名前をカードに書き、黒板にはる。
2. 1.をおもちゃ売り場の並べ方に並べ直す。
3. 教材の吹き出しを読み、おもちゃに本当に男の子用・女の子用があるのか考える。
4. 性別に関係なくいろんなおもちゃで遊んでいいことがわかり、自分が遊んでみたいおもちゃなどについて話す。

指導上の留意点

- 今遊んでいるおもちゃや欲しいと思っているおもちゃなど、好きなおもちゃを自由に書かせる。カードには自分の名前を書かせる。
- 並べ直す途中、あるいは並べ直した後に、なぜ、そのような分け方をしたのか子どもたちに発表させる。子どもたちはおもちゃの種類や女の子用・男の子用という視点で、並べ直すと予想される。
- 教材を提示し黒板と大体同じであることを確認する。(活動2で黒板に並べたおもちゃもおおまか教材のようになることが予想される。)
- 教材の男の子と女の子の吹き出しの言葉について考えさせ、おもちゃに果たして男の子用・女の子用があるのか考えさせたい。
- 自分が欲しいと言っても家族から駄目と言われた。売り場がわかれているので行きにくい。そのような経験があれば、ここで交流させたい。
- 枠にはまらない選択をする友達や自分の行動を尊重することの大切さを伝えていきたい。
- 活動4でおもちゃを用意し、実際にいろんなおもちゃを使って遊ばせると、より本時の学びが実践につながる。
【例】・指導者が準備する。
 - ・子どもたちが日常遊んでいるおもちゃを持ってくる。

どんな服が好き？ (P3)

【ねらい】

- ①女の子も男の子も性の枠にとらわれることなく、自分の好きな服を選んでいいことがわかる。
- ②日本とは違った世界の国々の民族衣装の特徴を知る。(男性がドレスやスカートを着用する国があることを知る。)



学習活動例

1. 教材の4人の子どもたちの服装について考える。
2. 4つの国々の民族衣装を知る。
3. 自分の一番好きな服装を絵に描き、その理由も書き添える。
4. 描いた絵とその理由を発表する。

指導上の留意点

- 4人の子どもたちに名前をつけながら、それぞれがどんな服装をしているか発表させる。また、あえて「女の子が青いシャツを着てるけど変じゃない?」「え～男の子がピンクのシャツを着てるよ!」など問いかけ、その反応を通して子どもたちがジェンダーにとらわれていることに気づかせたい。
- 各国で大切にされてきた民族衣装は、その国の気候や歴史・文化などが大きく影響しており、衣装はさまざまであることを教えたい。また、日本ではスカートをはく男性はほとんど見ないが、世界にはスカート(キルト)をはいたりドレスを着たりする男性もいることにも気づかせたい。
- 4人の子どもたちのその子らしさや4国の民族衣装の大切さを伝えながら、一番好きな(気に入っている)服を着ている自分を理由と一緒に絵に描かせる。
- 自分が一番自分らしくいられる服装を描くようアドバイスする。
 - ・自分らしくいられる服装とは?
 - 【例】動きやすい。好きな色を着ている。など
- 自分の一番好きな服装を発表し、認められることで自己肯定感を高めたい。
- 気に入った服装は人それぞれであり、それが個性であることに気づかせたい。

やりたいことは いろいろ(P4)

【ねらい】

- ①性別に関係なく、自分がしたい遊びをした方が楽しいことに気づかせる。
- ②一緒に遊ぶ友達を、性別で分け隔てしてはいけないことがわかる。



学習活動例

1. 教材のいろいろな遊びの絵を見て、休み時間や放課後の過ごし方について考える。
2. 自分たちの休み時間や放課後の過ごし方を振り返り、遊びに偏りがあった場合、その原因と解決方法を話し合う。

指導上の留意点

- 教材の友達の休み時間の過ごし方を発表させる。
- 休み時間の過ごし方4つの場面で、いいなと思うことを発表させる。
(例)
 - ・女の子も男の子も一緒にサッカーや一輪車、ままごをしている。
 - ・本が好きな子は、教室で好きな本を読んでいる。
 - ・みんな自分がやりたいことをして楽しそうにしている。
- 子どもたちがいつも一緒に遊んでいる友達の名前と遊びが男の子だけ、女の子だけになっていないか振り返らせる。また、遊びが男女別になっている場合は、なぜそうなっているのか一緒に考えさせたい。
 - ・男女が一緒に遊ぶことをよくないと思っていないか。
 - ・誰かが意地悪を言ってはいないか。
 - ・本当に遊びに男の子用や女の子用があるのか。
 - ・自分がしたいことを我慢していないか。
- 学級や子どもの実態で、発表にするか書いて指導者に提出させるか方法を考える。
- 特に男女が一緒に遊べない雰囲気があるところは、話し合いを重ねたい。

ほんとうに そうかな？ (P5)

【ねらい】

- ①ジェンダー（★）という言葉とその意味を知る。
- ②ジェンダーに縛られることなく、自分の思いや考えを尊重し行動することができる。

★巻末用語集参照



学習活動例

1. 教材がどんな場面なのか話し合いながら、その考えに賛同できるか自分たちの考えを出し合う。
2. 教材と同じような自分たちの経験を出し合い、その時の気持ちを交流し合う。
3. 「男の子だから・・・」「女の子だから・・・」「女の子のくせに・・・」「男の子のくせに・・・」に続く言葉を予想させ、その考え方について話し合う。
4. 「ジェンダー」という言葉とその意味を知るとともに、自分たちのこれからの行動について考える。

指導上の留意点

- 教材の2つの場面がどんな場面だと思うか発表させる。
 - ・泣いている男の子に「男の子のくせに泣くんじゃない」としかっている父親
 - ・きょうだい(友達)と遊んでいる女の子に「女の子でしょう、おてつだいしなさい！」と女の子にだけ家の仕事をするように命令している母親
- 男の子は泣いてはいけないのか、女の子だけがお手伝いをしなければいけないのか、この父親と母親の考えについてどう思うか素直な意見を話し合わせる。女の子・男の子によって親の育て方が違うことに対して疑問を引き出したい。
- 最近はこのような言葉が減り子どもたちも気づかないことが多いが、このジェンダー意識はなくなっていない。教材と同じような経験がないか問い、子どもたちの経験を引き出しながらその時に感じた理不尽さも言葉で表現させたい。
- 子どもたちの発表を板書する。男の子には激励が多く、女の子には規制・自粛を求める言葉が多いことに気づかせ、その中で差別が生まれていることも話したい。

【参考】平成23年の自殺者数(警察庁HPより)

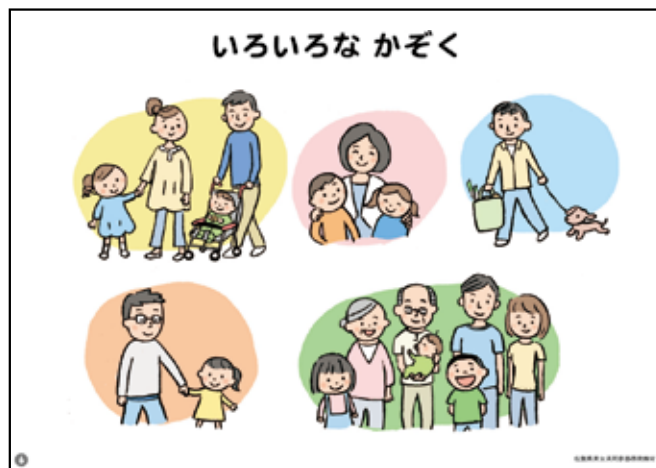
男性: 20,919人 女性: 9,665人

 - 男性は弱音を吐けず自殺率が高いといわれている
- 「ジェンダー」という言葉と意味を教え、みんなが自分らしくできるように身の回りにジェンダーを一つ一つ変えていくことの大切さを伝えたい。また行動に結びつけさせたい。

いろいろな かぞく (P6)

【ねらい】

- ① 家族の形態は一様でなく、さまざまな形態があることを知る。
- ② 多様な家族の在り方を認め合い、尊重する気持ちを育てる。

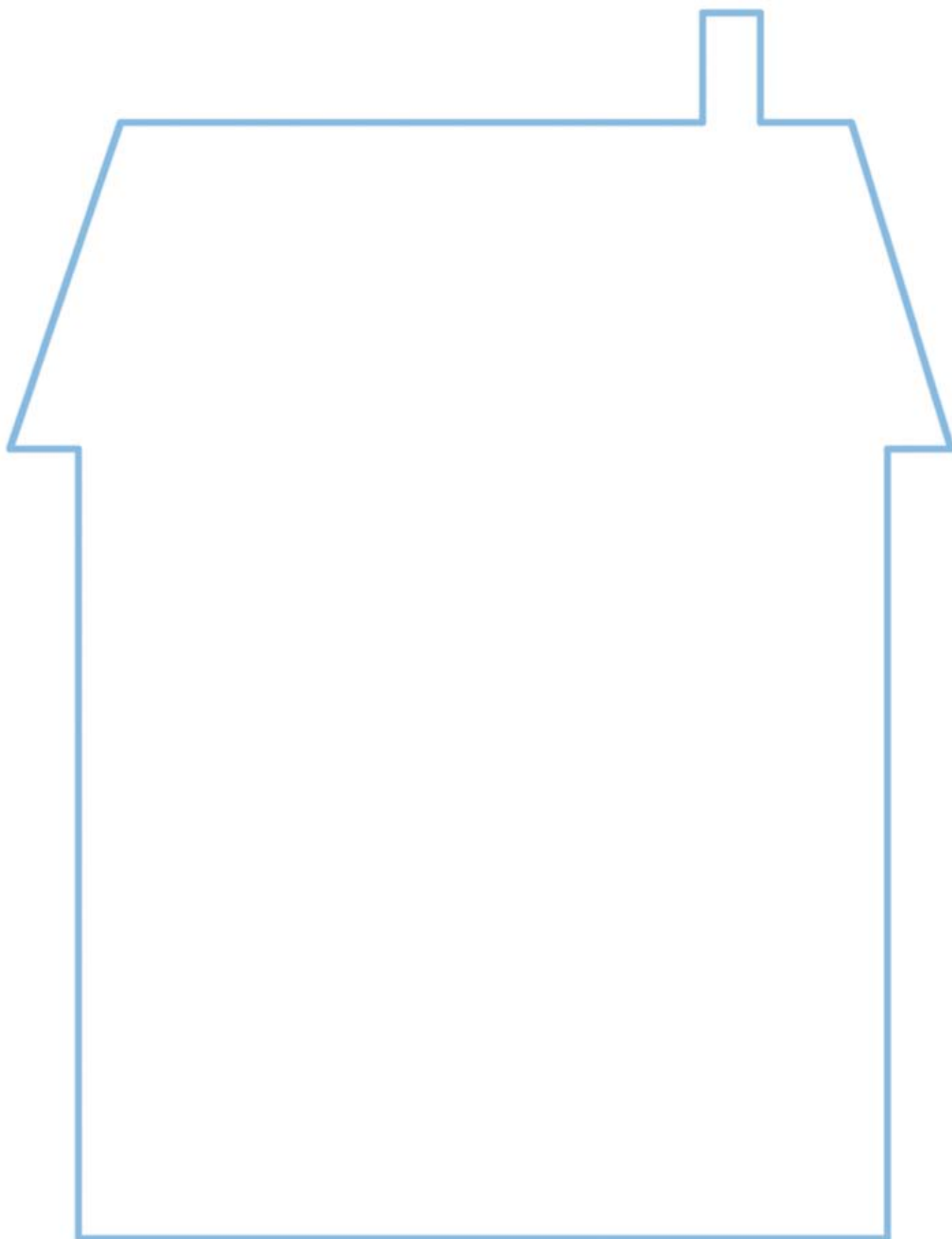


学習活動例

1. 教材「いろいろな かぞく」を見て、それぞれがどのような家族構成かを考える。
2. グループに分かれて、自分の家族構成を紹介し合う。
3. 未来の自分の家族を想像し、ワークシート(別紙1)に書く。
4. グループで、自分の考えた未来の家族を発表し合う。

指導上の留意点

- 何人家族か、父・母・祖母・祖父・子ども・ペット等 その構成も詳しく見ていく中で、いろいろな家族の在り方があることに気づかせたい。
- 児童の家庭事情やプライバシーについては十分配慮して取り扱う。
- 身近な友達も、自分とは違う家族構成の中で暮らしていることを知る。
- それぞれの家族の形態には優劣はなく、そのどれもがその家族にとって大切なものであることをおさえる。
- 自分が大人になった時、どんな家族形態になりたいかを考えさせ、ワークシート(家の絵の中)に書かせる。
 - ・文字で書いても絵で表現してもよいことを知らせる。
 - ・動物やロボットなど、これまでに出てこなかった組み合わせでもよいことを知らせ、自由に発想させる。
- 発表された未来の家族のどれもがよいことを伝える。



だいじな しごと(P7)



あなたにできるしごとはどれかな?(P8)



【ねらい】

- ①家の中の仕事は誰がするという決まりはなく、家族が協力してやるものであることを知る。
- ②家族の一員として、自分にできることをやろうとする気持ちを育てる。

※P7～8の教材を連続して取り扱う

学習活動例	指導上の留意点
<p>1. 教材「だいじな しごと」を見て、それぞれの仕事は、自分のうちでは誰がやっているかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食のしたく ・洗濯 ・掃除 <p>2. 教材に示された仕事以外に、家の仕事にはどんなものがあり、誰がやっているかを考える。</p> <p>3. 教材「あなたにできるしごとはどれかな？」を見て、自分のできそうな仕事、続けてやりたい仕事を見つけ、実行する計画を立てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの仕事について誰がやっているのか、挙手をさせるなどしながら、その実態を明らかにしていく。 ●同じ仕事でも父・母・祖母・祖父・兄・姉などいろいろな人がしていることにふれ、家の仕事は、男女の役割や誰がしなければならないという決まりはないことを知らせる。 ●答えが一人に集中した場合は、「その人がするのが当たり前だろうか？」と投げかけ、男女の役割や誰がしなければならないという決まりはないことに導く。 ●ワークシート(別紙2)に仕事と誰がしているかを書き出させる。 ●毎日たくさんの家の仕事があり、必ず家族の誰かがその仕事をしていることに気づかせる。 ●自分の家の仕事分担には偏りがないかを考えさせ、家族がみんなで協力することにより、よりよい家庭生活が送れることを知らせる。 ●これまでに自分がやったことのある仕事や続けてしている仕事がある子に、どんなことをして、どんな気持ちだったか等を発表させ、活動への意欲づけをする。 ●何の仕事をいつするのか、ワークシート(別紙3)に具体的な計画を立てさせ、実施後取り組みの様子や感想を聞く。

じぶんのいえのなかのしごとをかんがえよう

しごと	しごとをする人
あさごはんをつくる	
せんたく	
そうじ	



⑧あなたにできるしごとはどれかな？

年 組 名前

〈別紙3〉

(ワークシート)

★じぶんがつづけてやるしごとをきめましょう。

★いつどんなことをするか、くわしく書^かきましょう。

やるしごと	月	火	水	木	金	土	日

よくできた…◎ だいたいできた…○ できなかった…×

●おうちの人から

●先生から

プライベートゾーン(P9)

【ねらい】

- ①体の各部分の名前や働きについて知り、自分の体を大切にしようとする意識を育てる。
- ②プライベートゾーンについて知り、それは人に見せたり人から見せられたりしてはならないことに気づく。



学習活動例

1. 体の各部分について、知っている名前や働きを発表する。
2. プライベートゾーンについて知る。
3. 教材「プライベートゾーン」を見て、裸で走っている男の子の行為について考える。
4. 話を聞いて思ったことを発表する。

指導上の留意点

- 実際に体を動かしたり、さわったりさせて、体のいろいろな部分に気づかせる。
- 体のどの部分も大切な働きをしていることを知らせる。
- 水着を着た男女の図を示し、水着に隠れている部分を「プライベートゾーン」ということを知らせる。
※裸の図を見た児童は、恥ずかしがったり、ふざけたりすることが予想されるが、その場で注意することは避け、冷静に淡々と各部分の名前や働きについて説明する。
- プライベートゾーンは、やわらかくて傷つきやすいところであり、将来赤ちゃんが生まれるのに関係のある部分なので、特に大切にしなければならないことを知らせる。
- 自分の体を大切にするためには、やたらに人に見せたり、さわらせたりしてはいけないことを知らせる。
- 教材に書いてあるように、「いやだ」「やめて」と自分の意思を伝えることの大切さを伝える。
- 自分の体と同じように友達の体も大切にすべきであり、見せろと言ったり、たたいたり、けったりしてはいけないことを話す。

【解説】

女兒に限らず男児の性被害も多くあることから、プライベートゾーンとして水着に隠れてはいないが、口や男の子の胸も大事なプライベートゾーンであることを伝えたい。また男の子どうしの遊びで、ズボン等を持ち上げたりすることが性器を傷つけることを知らせたい。

※準備 絵図「男の子の体」「女の子の体」

とにかく さげんで にげよう(P10)

【ねらい】

快くない誘いに対して「イヤ！」ということが重要であり、どう行動したらよいかを知る。

性被害を受けた場合、信頼できる大人に伝えることの大切さを知る。



学習活動例	指導上の留意点
<p>1. 教材の左の絵を見て、その時の気持ちやどうすればよいかについて話し合う。</p> <p>2. いろいろな場面での対処法を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園で知らない人に連れて行かれそうになった時 ・知らない人にだまって写真を撮られた時 ・顔見知りの人に体をさわられた時 <p style="text-align: right;">・・・e t c</p> <p>3. ロールプレイを行い、大きな声で助けを呼ぶ練習をする。</p> <p>4. 教材の右の絵を見て、何をしている場面かを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じような経験をしたことはないか聞き、具体的にその時の様子や気持ちを想像させる。 ● 経験だけでなく、こうすればいいという意見を自由に出させる。 ● 教材の場面以外に、快くない誘いとしてどのようなことがあるか考えさせる。 ● 児童から出てこない場合は、教師がいくつかの場面を提示し、どのように対処するかを考えさせる。 ● どのような場合でも、はっきり「イヤ!」「止めて!」という意思表示をし、一刻も早くその場を離れることが重要であることを話す。 ● 近親者や顔見知りによる被害も多く、それでも「いや!」「止めて!」と言うよう伝える。 ● とっさの時に大きな声を出すのは難しいことを知らせ、どんな時でも大きな声が出せるよう指導する。 ● 被害にあった場合、恥ずかしかったり、怖かったりするために、なかなか人に言えないことがある。しかし、勇気を出して信頼できる大人に話すことがとても重要であることを説明する。

【解説】

「子どもへの性的虐待」は、特殊なことではなく、日常的に起こっている問題である。また、女の子だけでなく、男の子も同じように被害を受けており、加害者も見知らぬ人とは限らず、顔見知りや近親者である場合も多い。

被害を受けた子どもは、自分が悪かったから被害を受けたと考えがちであり、誰にも言えず、そのことが心の傷となって残ってしまうことがある。したがって、被害を受けないようにどうするかばかりではなく、被害を受けそうになった、または受けてしまった時にどうするかについてもくり返し指導する必要がある。また、過去に受けた被害について思い出し、混乱する子どもへの対応が必要になることも考慮しておく。

●アンペイドワーク

無償労働。賃金、報酬が支払われない労働や活動のこと。具体的には、主に女性が担っている家庭内での家事・育児・介護、農林水産業・商工自営業の家族労働など。

●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

●女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、文化的な力をつけるとともに、それを発揮し、行動していくことをいう。第4回世界女性会議の北京宣言および行動要領では、この「女性のエンパワーメント」が真の男女平等を達成する上で不可欠なキーワードであることが示されている。

●クオータ制

議会や審議会など公的機関や政党などで、構成する人員の性別が一方に偏らないように、一定の枠を割り当てる制度のこと。北欧諸国を中心に広がり、ノルウェーのクオータ制では、すべての審議会・委員会・評議会でも一方の性が40%以下となってはならないと定めている。

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●ジェンダー (gender)

人間は生まれつきの生物学的性別（セックス /sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー /gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●ジェンダー・イクオリティ (gender equality)

両性の社会的平等。性別役割を超え、両性間にある不均衡な力関係の解消された状態。

●ジェンダー・バイアス (gender bias)

後天的につくられた社会的性差（男らしさ・女らしさ）などによってうまれる認知の歪み、決めつけ、思いこみなど。また、性による区別や男女の非対称的な扱い。

●性的自己決定権

女性の人権として提起されてきた重要な概念であり、性的自由の基礎となる概念。人は誰でも人間として尊重される権利を持ち、誰からも性的行為を強要されてはならない。女性の「NO」は「NO」であり、性的行動を自分で決める権利をもつ。

●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要など、様々な態様のものが含まれる。セクハラが発生した場合、そのセクハラのために勤務環境が害されたり、被害職員が職場において不利益を受けたりすることが考えられ、改正男女雇用機会均等法では「事業主は、職場におけるセクハラをなくすため必要な対策をとらなければならない。」と定めている。

●ポジティブ・アクション

積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団（女性や人種的マイノリティー）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会等を実現することを目的とした、暫定的な措置。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利をいう。1994年カイロで開催された国連の国際人口・開発会議において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利だが、とりわけ女性の重要な人権とされている。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由等が含まれる。

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第26条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その

他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努

めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他の男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。